

氏名、住所、本籍及び従事先に変更があった場合、**遅滞なく**、変更の登録を申請しなければなりません。

記入例

様式第七号（第十四条の七関係）

この記入例は、他書類記入例と連動しています。

(A 4)
3 3 0

・当該「記入例」は、宮崎県知事の登録者を対象としたものです。
・黒色のボールペン等（耐水性のもの）で記入してください（鉛筆書きや文字が消えるものは不可）。

変更のない項番の欄には、変更前、変更後とも何も記入しない。

宅地建物取引士資格登録簿 変更登録申請書

この記入例での
変更内容の説明

宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。

平成30年 5月 9日

変更後の内容を記入。

関連する様式等 宮崎県知事 殿

【様式第三号の四】宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書
（様式第七）従業者異動届出書
【様式第八号の二】従業者名簿

申請者

氏名 **本庄 綾** (印)
生年月日 平成 1年 12月 12日

【様式第七号の四】宅地建物取引士証書換え交付申請書

受付番号 * 受付年月日 * 申請時の登録番号 4 5 9 4 8 3 右詰め

項番 11 ◎申請者に関する事項

変更年月日	H 30年 04月 10日	転籍日、編製日など H30. 4. 10に 姓変更
変更後	フリガナ ホンシ ヨウ アヤ 氏名 本庄 綾	姓と名の間に1文字分 空けて記入。
変更前	フリガナ キタマタ アヤ 氏名 北俣 綾	戸籍どおりの 字体で記入。

転居日(転居届出日ではない) * 確認欄

項番 12

変更年月日	H 30年 04月 10日	転籍日、編製日など H30. 4. 10に 住所変更
変更後	郵便番号 885 8555 住所市町村コード 452025 宮崎県都城市 区町村 住所 姫城町 〇-〇〇-〇 電話番号 0986-23-△△△△	住所は、「丁目」「番」及び「号」などをそれぞれ - (ハイフン) で区切り。
変更前	住所 宮崎県宮崎市生目台西 〇-〇〇-〇	

市区町村コード表参照

自治体名(〇〇市、△△郡〇〇町)までをこの欄に記入し、それ以下は「住所」「本籍」欄に記入(政令指定都市(※宮崎県内はなし)の場合は行政区まで上段)。
(例)
宮崎県日向市本町0-0 (上段)宮崎県日向市 (住所・本籍欄)本町0-0
宮崎県日南市南郷町中村乙0000 (上段)宮崎県日南市 (住所・本籍欄)南郷町中村乙0000
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井0 (上段)宮崎県西臼杵郡高千穂町 (住所・本籍欄)大字三田井0
熊本県熊本市中央区水前寺0-0-0 (上段)熊本県熊本市中央区 (住所・本籍欄)水前寺0-0-0

項番 13

変更年月日	H 30年 04月 10日	転籍日、編製日など H30. 4. 10に 本籍変更
変更後	本籍市町村コード 452025 宮崎県都城市 区町村 本籍 姫城町 〇街区 〇〇号	本籍は、「丁目」「番」などを戸籍のとおり に記入 (- (ハイフン) で区切らない)。
変更前	本籍 宮崎県都城市鷹尾 〇丁目 〇〇番	

項番 14 ◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

変更年月日	H 30年 04月 28日	入社日(部門異動で宅建業に従事 するようになった場合含む) H30. 3. 31に(株)綾北開発不動産を退社し、 H30. 4. 28に(株)都城北原町不動産に入社
変更後	商号又は名称 株式会社 都城北原町不動産 免許証番号 45 (4) 5925	(株)、(有)などと略さない。 退社日(部門異動で宅建業に従事 しなくなった場合含む)
変更前	商号又は名称 株式会社 綾北開発不動産 免許証番号 国土交通大臣 45 (2) 第 6811号 宮崎県 知事	該当しない免許権者は消去

退社のみ(部門異動で宅建業に従事しなくなった場合含む)の場合は変更前(下段)のみ、入社のみ(部門異動で宅建業に従事ようになった場合含む)の場合は変更後(上段)のみ記入。

【様式第三号の四】宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書、(様式第七)従業者異動届出書、【様式第八号の二】従業者名簿

備 考

- ① 申請者は、*印の欄には記入しないこと。
- ② 登録を受けている事項のうち、変更があったものについてのみ記入すること。
- ③ 「申請時の登録番号」の欄は、登録を受けている都道府県知事については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、北海道知事の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「1」を記入すること。

(記入例)

4	5	—	0	0	0	1	0	0	—	□
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

 [宮崎県知事登録第000100号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(オホ)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ④ 「変更年月日」の欄は、最初の□には元号のコードとして「H」を記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

H	—	0	1	年	0	8	月	2	3	日
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

 [平成元年8月23日の場合]

- ⑤ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。
- ⑥ 「住所市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により該当する市区町村のコードを記入すること。
- ⑦ 「住所」の欄は、⑥により記入した住所市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ—(ダッシュ)で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例)

橋	通	東	2	—	1	0	—	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑧ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ—(ダッシュ)で区切り、左詰めで記入すること。

(記入例)

0	9	8	5	—	2	6	—	×	×	×	×
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑨ 「本籍市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック(総務省編「全国地方公共団体コード」)により、本籍地の所在する市区町村のコードを記入すること。

なお、外国籍の場合には、

9	9	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---

と記入すること。

- ⑩ 「本籍」の欄は、⑨により記入した本籍市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、戸籍のとおり、上段から左詰めで記入すること。なお、外国籍の場合には記入しないこと。

(記入例)

橋	通	東	式	丁	目	十	番	巷	号
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ⑪ 「商号又は名称」の欄は、上段から左詰めで記載すること。
- ⑫ 「免許証番号」の欄は、免許権者については、上記③表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入することとし、信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、(記入例)に従うこと。また、変更後において、業務に従事しようとする宅地建物取引業者が新規免許申請中の場合は、記入しないこと。

(記入例)

0	0	(5)	—	—	—	1	0	0)
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

 [国土交通大臣 (5) 第100号の場合]

9	9	()	—	—	—	—	5	0)
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

 [国土交通大臣届出第50号の場合]